

令和7年2月18日 第2回議会活性化委員会

① 条例(案)について議論。

条例の説明と議論

- 条例の確認: 竹富町議会政務活動費の交付に関する条例について事務局から説明。
- 条例の内容:
 - 政務活動費の交付対象は議員の職にある者。
 - 月額 3 万円を上限に事前申請を条件に交付。
 - 政務活動費の使用範囲には調査研究、研修、広報、住民相談などが含まれる。
 - 政務活動費の申請と報告の手続きについて詳細は規程で定める。

政務活動費の管理と運用

- 申請手続き: 毎年度 4 月 10 日までに政務活動費交付申請書を提出。
- 請求手続き: 毎年4月20日、10月20日までに請求書を提出。
- 報告義務: 政務活動費の収支報告書を年度終了後 30 日以内に提出。
- 返還義務: 未使用の政務活動費は返還。
- 実績報告: 毎年4月30日までに報告。

議論のポイント

- 交付金額の妥当性: 月額 3 万円の妥当性について議論。離島間の移動費用や宿泊費用が他の自治体と比べ負担が多い事が理由として挙げられる。
- 申請と報告の方法: オンライン申請の導入や領収書の提出方法について議論。領収書は原本の提出が基本
- 透明性の確保: 政務活動費の適正な運用を確保するための研修・視察報告書の提出は必須。ホームページへ掲載する。

その他の議論

- 手引き見直し: 県の手引書を基に作成をする。改正する際は、その都度、全協で確認のうえ改正することを確認。
- 条例提出者: 宮良議員へ発議をお願いしたい。

今後のスケジュール

- 次回: 3月3日に全員協議会で説明。